（様式第１号の２）

申請要件に関する確認書

　　年　　月　　日

　島根県知事　様

　　　　　 （団体名）

　　　　　　 　　　　 （代表者職・氏名） 印

　当団体は、持続可能な社会貢献活動支援事業補助金実施要領第１条に規定する各要件のいずれにも該当します。

　なお、県において疑義がある場合は、別途、県の指示による必要な報告を行います。

記

（１）ＮＰＯ法人の場合

　ア　主たる事務所の所在地が島根県内にある。

　イ　活動を行う主たる区域が島根県内である。

　ウ　ＮＰＯ法人成立の日以後１年及び１事業年度が経過している。

エ　法第29条に規定する書類（事業報告書等）のすべてを所轄庁に提出している。

　オ　役員の中に暴力団関係者が含まれていない。

　カ　県税及びその他の租税を滞納していない。

　キ　日本財団公益コミュニティサイトCANPANに団体情報が登録されている。

（２）市民活動団体の場合

ア　不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行っている。

イ　活動を行う主たる区域が島根県内である。

ウ　市民活動団体設立の日以後１年及び１事業年度が経過している。

エ　組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）、予算及び決算書類を整備している。

オ　過去５年以内に島根県内の行政機関及び島根県の外郭団体と協働で事業（補助、委託、

共催、後援又はそれに類するもの）を行った実績を有する団体又は現在行っている。

カ　法第２条第２項第２号に該当する。（法の規定を援用）

キ　団体の役員が法第20条各号に該当しない。（法の規定を援用）

ク　法第21条の規定を満たしている。（法の規定を援用）

ケ　県税及びその他の租税を滞納していない。

（３）第１号（ウ）の規定にかかわらず、知事が別に定める基準を満たしている。

（４）社団、財団法人の場合

ア　不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行っている。

イ　主たる事務所の所在地が島根県内にある。

ウ　活動を行う主たる区域が島根県内である。

エ　法人成立の日以後１年及び１事業年度が経過している。

オ　当該法人に係る法令等に規定される計算書類(財務諸表)等、事業報告書を整備している。

カ　法第２条第２項第２号に該当する。（法の規定を援用）

キ　団体の役員が法第20条各号に該当しない。（法の規定を援用）

ク　法第21条の規定を満たしている。（法の規定を援用）

ケ　県税及びその他の租税を滞納していない。

コ　日本財団公益コミュニティサイトCANPANに団体情報が登録されている。

サ　以下①～③の要件を全て満たしている。

①剰余金の分配を行わないことを定款に定めている。

②解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与すること

を定款に定めている。

③上記①及び②の定款の定めに違反する行為（上記①及び②の要件に該当していた期間

において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含む。）を行うことを決

定し、又は行ったことがない。